

個人情報ファイル簿（単票）

【課税課・資産税係】

個人情報ファイルの名称	富津市資産税システム		
行政機関等の名称	富津市長		
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民部課税課		
個人情報ファイルの利用目的	固定資産税の賦課に関する事務を行うため		
記録項目	1 識別番号、2 氏名、3 性別、4 生年月日、5 住所、6 電話番号、7 家族の状況、8 親族関係、9 住居の状況、10 財産、11 公的扶助等		
記録範囲	固定資産の所有者、納税管理人、相続人代表者		
記録情報の収集方法	本人、市民課、都市政策課、農業委員会、法務局、不動産鑑定士		
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない		
記録情報の経常的提供先	〔目的外利用〕 市民課、国民健康保険課、都市政策課、建設課、消防長（消防署）、環境保全課、農林水産課、教育委員会、農業委員会 〔外部提供〕 法務局、税務署、県税事務所		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称） 富津市総務部総務課		
	（所在地） 〒293-8506 富津市下飯野 2443 番地		
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)及び富津市税条例(昭和 46 年条例第 35 号)に基づく手続き		
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）	
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ☐ 有 ☐ 無	☐ 本人の数 1,000 人未満	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）		
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—		
備考			

作成日（最終修正日）：令和 5 年 4 月 1 日